

令和8年6月
愛荘町議会定例会

補正予算の概要

令和8年5月25日

令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）の概要

歳入

（単位：千円）

款	金額	説明	担当課
14 国庫支出金	11,134		
項 2 国庫補助金	4,810	地域未来交付金（デジタル実装型）	建設・下水道課 経営戦略課
目 1 総務費国庫補助金		デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援するため、統合型GISシステムの導入に要する経費の一部を補助するもの（補助率：1/2）	
節 28 地域未来交付金（デジタル実装型）			
項 2 国庫補助金	742	障害者総合支援事業費補助金	福祉課
目 2 民生費国庫補助金		国の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、サービス給付単価等が引き上げられたことに伴うシステム改修に要する経費の一部を補助するもの（補助率：1/2）	
節 1 障害福祉費補助金			
項 2 国庫補助金	5,582	地域診療情報連携推進費補助金	住民課 福祉課
目 2 民生費国庫補助金		医療機関等が医療費助成の資格情報をオンラインで確認するためのシステム整備に要する経費の一部を補助するもの（補助率：1/2）	
節 32 地域診療情報連携推進費補助金			
15 県支出金	4,470		
項 2 県補助金	2,400	移住支援事業補助金	みらい創生課
目 1 総務費県補助金		東京圏から滋賀県内の対象市町に移住し、対象の企業に就業するなど、支給対象者の要件を満たす者に対し、町が交付した移住支援事業補助金の一部を補助するもの（補助率：3/4）	
節 12 移住支援事業補助金			
項 2 県補助金	201	新規就農者育成総合対策事業費補助金	農林振興課
目 5 農林水産業費県補助金		新規就農者育成総合対策事業の交付単価改正に伴い、既交付対象者2名に係る補助金の差額を増額するもの	
節 2 農業振興費補助金			

令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）の概要

歳入

（単位：千円）

款	金額	説明	担当課
項 2 県補助金	1,869	新規就農者チャレンジ事業補助金	農林振興課
目 5 農林水産業費県補助金		新規就農者の早期の経営確立を支援するため、農業用機械の導入等に要する経費を補助するもの	
節 2 農業振興費補助金			
18 繰入金	49,255		
項 2 基金繰入金	27,935	財政調整基金繰入金	経営戦略課
目 1 財政調整基金繰入金		補正予算の財源調整により増額するもの	
節 1 財政調整基金繰入金			
項 2 基金繰入金	15,000	地域基盤づくり推進基金繰入金	経営戦略課
目 3 地域基盤づくり推進基金繰入金		公共施設等総合管理計画の改定委託料、および第3次総合計画の策定委託料に充当するもの	
節 1 地域基盤づくり推進基金繰入金			
項 2 基金繰入金	6,320	福祉・保健基金繰入金	経営戦略課
目 4 福祉・保健基金繰入金		マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認導入のためのシステム改修委託料、および障害福祉サービス等の報酬改定等に伴う給付管理システム改修委託料の町負担分に充当するもの	
節 1 福祉・保健基金繰入金			
21 町債	16,500		
項 1 町債	15,400	公共施設等適正管理推進事業債（総務）	経営戦略課
目 1 総務債		公共施設の長寿命化改修や再編等を計画的に推進するため、愛の郷複合施設実施設計業務に対し、公共施設等適正管理推進事業債を充当するもの（充当率90%、交付税措置40%）	
節 13 公共施設等適正管理推進事業債			
項 1 町債	1,100	脱炭素化推進事業債（消防）	経営戦略課
目 5 消防債		公共施設のLED化を計画的に進めるため計上するもの（愛荘町消防センター分、充当率90%、交付税措置40%）	
節 4 脱炭素化推進事業債			
歳入合計	81,359		

令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）の概要

歳出

（単位：千円）

款	金額	節	説明	担当課	
2 総務費	39,663				
項 1 総務管理費	23,610	役務費	33	①本町が保有する公共施設等の老朽化対策を計画的に進めるための指針である「公共施設等総合管理計画」の改定に係る経費を計上するもの（6,400千円） ②愛の郷複合施設実施設計業務委託料等を計上するもの（手数料33千円、委託料17,177千円）	経営戦略課
目 1 一般管理費		委託料	23,577		
3208 公共施設最適配置推進事業					
項 1 総務管理費	462	工事請負費	462	本庁舎東側駐車場の入口を部分的に舗装するもの	経営戦略課
目 5 財産管理費					
3241 庁舎等管理事業					
項 1 総務管理費	3,200	負担金補助及び交付金	3,200	東京23区に在住、または東京圏から23区内へ通勤していた者が、本町へ移住し、県が運営する企業サイトに掲載されている法人への就業等を行った場合に交付する移住支援事業補助金を計上するもの（（世帯基本額1,000千円+子育て加算600千円）×2件分）	みらい創生課
目 6 企画費					
3256 移住・交流事業					
項 1 総務管理費	8,891	報酬	286	「第2次総合計画」および「第3期みらい創生戦略」が令和9年度をもって計画期間終了を迎えることから、行政運営の指針となる「第3次総合計画」と、人口減少克服・地方創生を目的とした「次期みらい創生戦略」を一体化して策定するための経費を計上するもの	みらい創生課
目 6 企画費		需用費	5		
3265 町総合計画策定事業		委託料	8,600		
項 1 総務管理費	3,500	委託料	3,500	ふるさと納税寄付額のさらなる拡大、および返礼品の磨き上げを通じた地域経済の活性化を図るための専門的な人材を配置したいため、その募集支援に係る業務委託料を計上するもの	商工観光課
目 6 企画費					
3275 ふるさと納税事業					

令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）の概要

歳出

（単位：千円）

款	金額	節	説明	担当課	
3 民生費	16,107				
項 1 社会福祉費	10,120	委託料	10,120	マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認導入に伴い、自治体システムの改修に係る業務委託料を計上するもの	住民課
目 1 社会福祉総務費					
3509 福祉医療事業					
項 1 社会福祉費	2,530	委託料	2,530	①マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認導入に伴い、自治体システムの改修に係る業務委託料を計上するもの（1,045千円） ②障害福祉サービス等の報酬改定等に伴い、給付管理システムの所要の改修を行うための委託料を計上するもの（1,485千円）	福祉課
目 8 障害福祉総務事業					
3640 障害福祉総務事業					
項 1 社会福祉費	1,315	需用費	1,315	①けんこうプールの床昇降装置の作動不良に伴い、利用者の安全確保および利便性維持のため、所要の修繕を行うもの（715千円） ②けんこうプールのシャワー設備からの逆流による貯湯槽のオーバーフローを解消するため、原因となっている水温調整バルブの交換修理を行うもの（600千円）	福祉課
目 10 福祉センター費					
7147 けんこうプール・ふれあい福祉施設管理事業					
項 2 児童福祉費	147	負担金補助及び交付金	147	生活保護受給世帯児童の学童保育所への入所費用を支援するもの	子ども支援課
目 1 児童福祉総務費					
3730 放課後児童健全育成事業					
項 2 児童福祉費	1,995	需用費	495	国の「妊婦のための支援給付金」に加え、町独自の切れ目ない支援事業として、出産後の母親への現金給付（1万円）および、子どもの成長の節目における育児用品（おむつ）の贈呈を実施するための費用を計上するもの	子ども支援課
目 1 児童福祉総務費		負担金補助及び交付金	1,500		
3750 愛荘町でお誕生おめでとう事業					

令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）の概要

歳出

（単位：千円）

款	金額	節	説明	担当課	
4 衛生費	4,418				
項 1 保健衛生費	4,418	委託料	4,418	予防接種法の改正に伴い、令和8年度より妊婦のRSウイルスワクチンが定期接種の対象（全額公費負担）となったことから所要の接種費用を増額するもの	健康推進課
目 2 予防費					
4011 予防接種事業					
6 農林水産業費	2,070				
項 1 農業費	2,070	負担金補助及び交付金	2,070	①新規就農者育成総合対策事業の交付単価改正に伴い、既交付対象者2名に係る補助金の差額を増額するもの（201千円） ②新規就農者の早期の経営確立を支援するため、農業用機械の導入等に要する経費を補助する新規就農者チャレンジ事業補助金を計上するもの（1,869千円）	農林振興課
目 3 農業振興費					
4221 農業振興対策事業					
8 土木費	14,919				
項 1 土木管理費	1,930	報酬	1,892	道路や河川の維持管理を行うための作業員2名（パートタイム会計年度任用職員）を直接雇用するための経費を計上するもの	建設・下水道課
目 1 土木総務費		旅費	38		
4500 土木管理事業					
項 2 道路橋梁費	10,000	委託料	10,000	これまで各課で個別に管理・運用されていた地図情報（道路、下水道、農地、防災等）を全庁的に一元管理する「統合型GIS」を導入し、業務の効率化と高度化、ならびに住民サービスの向上を図るため、システム構築に係る経費を計上するもの（地域未来交付金（デジタル実装型）事業）	建設・下水道課
目 1 道路橋梁総務費					
4511 道路橋梁事務事業					
項 2 道路橋梁費	△ 3,511	役務費	△ 3,511	道路や河川の維持管理を行うための作業員を直接雇用することにより、不要となる作業員派遣手数料を減額するもの	建設・下水道課
目 3 道路維持費					
4531 道路維持補修事業					

令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）の概要

歳出

（単位：千円）

款	金額	節	説明	担当課	
項 4 都市計画費	6,500	負担金補助及び交付金	6,500	沓掛地先の新規店舗出店に伴う交通環境の変化に対応し、近隣住民の安全な通行を確保するため、沓掛自治会が行う、隣接する里道水路の整備に係る補助金を計上するもの	建設・下水道課
目 1 都市計画総務費					
4561 生活環境整備対策事業					
9 消防費	1,620				
項 1 消防費	300	負担金補助及び交付金	300	消防団の機動力確保および安全な出動体制を維持するため、消防車両の運転に必要な「準中型免許」を取得する団員に対し、その費用を補助する制度を新たに創設するもの（消防団員2名分）	くらし安全環境課
目 1 非常備消防費					
4700 消防総務事業					
項 1 消防費	1,320	委託料	1,320	消防センターのLED化事業の設計業務委託料を計上するもの（脱炭素化推進事業債を活用）	くらし安全環境課
目 2 消防施設費					
4711 消防施設管理事業					
10 教育費	2,562				
項 1 教育総務費	1,721	需用費	1,721	①秦荘東小学校校舎3階フロア一体の空調不全を早期に解消するため、原因となっている室外機の故障箇所を修繕するもの（1,060千円） ②愛知川小学校の地中埋設配管の漏水に対応するため、地上配管による迂回ルートを構築し、水道供給を早期に復旧させるための修繕を行うもの（661千円）	教育振興課
目 4 学校建設費					
5176 幼小中施設改修事業					
項 3 中学校費	300	備品購入費	300	令和8年3月に受けた町内中学校への寄付金50万円の一部を活用し、教育環境の充実を図るための備品を購入するもの	愛知中学校
目 2 教育振興費					
5211 中学校教育振興（愛知）事業					
項 3 中学校費	200	備品購入費	200	令和8年3月に受けた町内中学校への寄付金50万円の一部を活用し、教育環境の充実を図るための備品を購入するもの	秦荘中学校
目 2 教育振興費					
5212 中学校教育振興（秦荘）事業					

令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）の概要

歳出

（単位：千円）

款			金額	節	説明	担当課
項	5	社会教育費	341	需用費	341 自家用電気工作物の法定点検の結果、電路を絶縁するための部品に劣化がみられ、早急な交換を要する旨の指摘があったことから修繕料を計上するもの	図書館
目	7	図書館費				
5831		図書館管理運営（愛知川）事業				
歳出合計			81,359			

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正 の 概 要

(単位：千円)

事項・期間	事業概要	限度額	説明	担当課
町 総 合 計 画 策 定 事 業	本町の最上位計画である「第2次総合計画」の改定にあたり、人口減少対策の指針となる「みらい創生戦略」を統合し、一体的に策定するもの	8,950	「第2次 総合計画」の計画期間が令和9年度をもって終了することから、次期計画を令和8年度および9年度の2か年で策定するため、その業務委託料に係る債務負担行為を設定するもの	みらい創生課
令和8年度 から 令和9年度 まで				
財 務 書 類 作 成 支 援 事 業	統一的な基準に基づく財務書類の作成および固定資産台帳の更新を行うとともに、財務データの分析を通じて、将来の財政運営の効率化に向けた支援業務を委託するもの	5,720	財務書類作成における年度間の連続性と整合性を確保し、中長期的な財務分析に基づくデータ活用を推進するため、3か年の契約締結に係る債務負担行為を設定するもの	経営戦略課
令和8年度 から 令和10年度 まで				

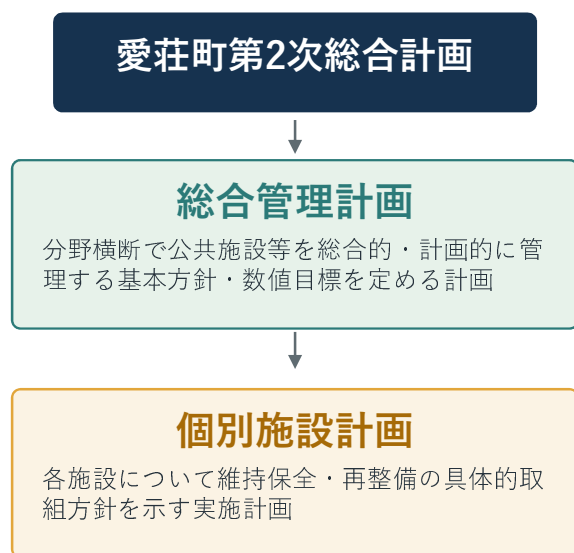
■ 愛荘町公共施設等総合管理計画（第2期）策定について

○策定の目的

人口減少・高齢化の進展に伴う税収減少や公共施設需要の変化に対応し、持続可能な行政サービスの確保を図るため、「愛荘町公共施設等総合管理計画」第2期計画を策定するもの。

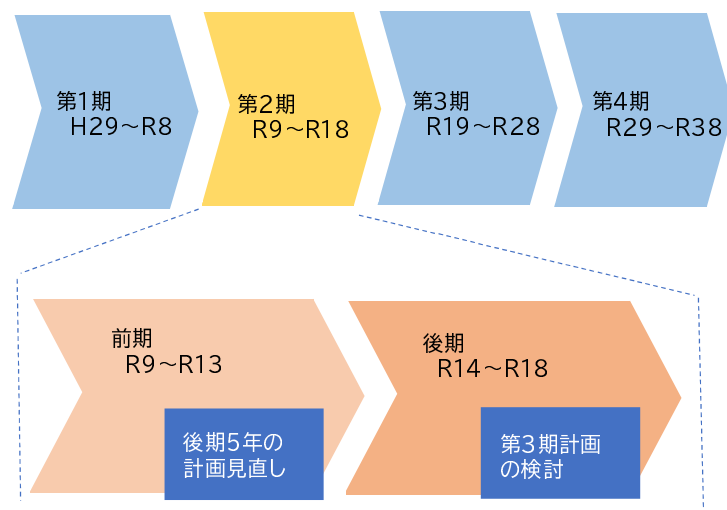
第1期計画の取組を検証し、更新・統廃合・長寿命化の具体策等、実効性の高い公共施設マネジメントを推進する。

○計画の位置づけ



○策定の期間

愛荘町公共施設等総合管理計画 H29～R38



○第2期策定について

- 1 第1期計画の到達点の検証**
これまでの取組を検証し、更新・統廃合・長寿命化に関する類型ごとの方向性の検討する。
- 2 国方針への対応**
国の「インフラ長寿命化基本計画」や総務省の指針を踏まえ、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、公共施設の最適配置を推進し、安全・安心を確保するとともに、持続可能なまちづくりの実現を目指す。

第3次愛荘町総合計画の策定について (総合計画とみらい創生戦略の一体化について)

■第3次愛荘町総合計画策定支援業務について

1. 目的

本業務は、令和9年度をもって「第2次愛荘町総合計画」の計画期間が終了することを受け、令和10年度から令和19年度を計画期間とする「第3次愛荘町総合計画」を策定することを目的とします。

また、令和9年度をもって、人口減少克服・地方創生を目的とした「第3期愛荘町みらい創生戦略」の計画期間が終了することを受け、令和10年度から令和14年度を計画期間とする「第4期愛荘町みらい創生戦略」を策定します。

この、「第4期愛荘町みらい創生戦略」については、「総合計画」との一体性と実効性を高めることを目的に、「第3次愛荘町総合計画」の前期基本計画（令和10年度から令和14年度）に包含し、両計画を一体的に策定するものとします。

2. 受託業者：公募型プロポーザルにより業者を決定

3. 予算額：17,550,000円【令和8年度：8,600,000円（6月補正） 令和9年度：8,950,000円（債務負担行為）】

4. 業務期間：契約締結日から令和10年3月31日まで

5. 計画の策定方法

愛荘町総合計画策定条例の規定により設置する「愛荘町総合計画審議会」に諮問し策定を進めます。策定にあたっては、住民等意識調査や住民ワークショップなどによりニーズや課題等を把握し、計画素案を検討していきます。

6. 計画の策定体制

(1) 愛荘町総合計画審議会

学識経験者、各種団体の代表者などにより構成する「愛荘町総合計画審議会」を設置します。

(2) 住民参画

ア 住民等意識調査の実施 イ 住民ワークショップ ウ パブリックコメント

(3) 庁内策定体制

政策推進会議、庁内会議（課長会議構成員）により、検討を進めます。また、必要に応じて庁内ワーキンググループを設置し、検討を行います。

■総合計画とみらい創生戦略の一体化

7. 両計画の概要

(1) 総合計画

地方自治体の行政運営の総合的な指針となる計画

(2) みらい創生戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略【地方版総合戦略】）

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき策定している計画で人口ビジョンにおける現状分析を踏まえ、人口の将来展望を実現するため、人口減少を和らげるための施策の基本的方向を位置付けた計画

8. 両計画の一体化について

みらい創生戦略の取組は、総合計画の重点戦略プロジェクトの実効性を担保するアクションプランであり、分野横断的な取組が多く、また、人口減少・高齢化社会への対応をはじめ、総合計画と共通する目標を有していることから、第3次愛荘町総合計画と一体化し、より効果的・効率的な運用を図っていくものです。

なお、国が策定した「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」では、「地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えている場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。」と示されています。

9. 一体化のメリット

(1) 両計画の関係性や人口減少という大きな課題に対する取組が明確になります。

(2) 町が掲げる目指すまちの姿に向けた取組の方向性の一つとして、人口減少社会への対応を位置づけることで、町は説明しやすく、住民にとってもわかりやすい計画になります。

(3) 両計画の進行管理や評価・検証を一体的に行うことで、これらに係る経費の削減や事務の効率化が図れます。また、策定や改定についても同様の効果が見込めます。

10. 一体化の手法について

第3次愛荘町総合計画では、みらい創生戦略を総合計画の基本計画に包含し、みらい創生戦略は基本計画の重点的に取り組むべき施策と位置付け、目標とこれを測る重要業績評価指標（KPI）を設定し、一体的に効果検証を行っていくこととします。

予算額：3,500千円

目的

少子高齢化や人口減少が叫ばれる中、交流人口や関係人口の増加を生み出していくために、本町のふるさと納税やシティプロモーション等の事業を推進するにあたり、必要な人材であるふるさと応援協力隊の採用および活動を支援することを目的とする。

スケジュールおよび委託業務内容

第2四半期 ◆委託業者の決定

- ・戦略的広報の実施
→ターゲット層への広報

第3四半期 ◆隊員の募集

- ・選考支援
→ 選考プロセスの最適化
→ 応募者対応（問い合わせ対応等）

第4四半期 ◆隊員の決定

- ・定着支援
→地域との関係構築の初期フォロー

期待できる効果

○ターゲット層への効果的な情報発信

物産振興や観光PRに特化した地域おこし協力隊を募集するにあたり、戦略的な広報によりターゲット層へ町の魅力をPRできる。

○隊員の質の確保

プロのノウハウを活用した募集が可能となり、即戦力となる人材の呼び込みが期待できる。また求める人物像とのミスマッチを回避できる。

○ふるさと納税寄付額の増加

優秀な人材の囲い込みが期待できることから、愛荘町、中間事業者、ふるさと応援協力隊が一体となったふるさと納税の推進が可能。将来的な寄付額の増加が見込める。

積算内訳

委託料：3,500千円(財源：特別交付税)

消防団員運転免許取得費補助金

背景

平成29年3月12日の**道路交通法改正**により、**免許区分が細分化**され免許取得時期によって、**運転できる車両重量に差が生じている。**

- ・平成29年3月11日以前に取得した者：車両総重量5.0t未満まで運転可
 - ・平成29年3月12日以降に取得した者：**車両総重量3.5t未満まで運転可**
- 愛荘町消防団が保有する7台の内、**ポンプ車4台および資機材車1台は、車両総重量が3.5tを超えるため、現行の普通免許では運転ができない。**

制度創設の目的

消防団は地域防災の要。火災・水災・震災などの際に、誰もがポンプ車を運用し**機動力の確保、到着時間の短縮**を図るため、「**準中型免許**」の取得費用について補助する制度を新設する。

課題

- 人員はいるが出勤できない体制
町職員団員16名中**7名がポンプ車運用不可。**
- 運転の担い手の確実な不足
今後入団する**若手団員が免許区分外。**組織全体の**機動力低下の恐れ**

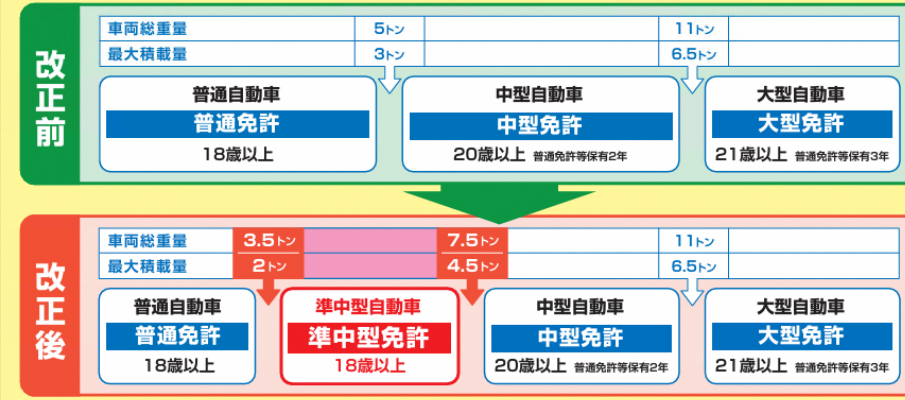
予算要求額、補助率等

- 準中型免許取得費用補助 150千円×2人=300千円
- 補助率 10/10 上限 150千円/1人
(参考：八日市教習所準中型免許取得費 149,780円(税込))

財源

特別交付税措置 助成額に対して 1/2 助成

免許の区分、受験資格等の改正概要について



※警視庁・都道府県警察抜粋

免許制度創設により期待される効果

- 平日日中出勤体制の強化
- 若い世代の団活動の環境整備
- 出勤体制の迅速化

